

平成25年 第2回

南会津地方環境衛生組合議会  
定例会  
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

平成25年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会議事日程

平成25年8月27日（火曜）午前10時00分開議

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 報告第5号から議案第9号を一括上程  
(管理者提案理由の説明)
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 報告第5号 平成24年度主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第7 議案第8号 平成24年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第9号 平成25年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）

出席議員（13名）

1番	五十嵐 司	議員	2番	猪股 謙喜	議員
3番	中野 大徳	議員	4番	渡部 忠雄	議員
5番	室井 亜男	議員	6番	湯田 良一	議員
7番	石橋 明日香	議員	8番	高野 精一	議員
9番	星 嘉明	議員	10番	星 登志一	議員
11番	佐藤 孔一	議員	12番	齋藤 邦夫	議員
13番	芳賀沼 順一	議員			

欠席議員 なし

説明のための出席者

湯田 雄二	管理者	大宅 宗吉	副管理者
目黒 吉久	副管理者		
木下 光廣	監査委員	芳賀 美恵子	会計管理者
渡部 啓一	事務局 局長	近藤 美智夫	事務局 次長
阿久津 正治	環境衛生課 長	阿部 妙子	総務係 長 財政係 長
書 記			
山内 泰生	財政係 副主査		

開会 午前10時00分

○芳賀沼順一議長 おはようございます。開会に先立ちまして、南会津町議会より選出の議員に欠員が生じたことから、新たに、渡部忠雄君が選出されましたのでご報告いたします。

それでは、渡部忠雄君、自己紹介をお願いします。

○渡部忠雄議員 南郷地区出身の渡部忠雄です。よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 以上で、自己紹介を終わります。



### ◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

暑くなりそうですので、上着の脱衣を許可いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。



### ◎議席の指定について

日程第1、「議席の指定」を行います。

今回、新たに南会津議会より選出されました、渡部忠雄君につきましては、会議規則第4条第2項の規定により、議席番号4番に指定いたします。

名札を返してください。



### ◎会議録署名議員の指名

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、

9番星嘉明君、及び

10番星登志一君を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定について

○芳賀沼順一議長 日程第3、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日限りの1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

◇

○芳賀沼順一議長 日程第4、報告第5号から議案第9号までを一括上程いたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者、湯田雄二君。

○湯田雄二管理者 みなさま、おはようございます。

本日、平成25年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、去る6月臨時議会におきまして、管理者及び副管理者の互選について、ご報告をさせていただきましたが、6月26日から当組合管理者として就任をさせていただき、組合の運営にあたっておりますが、各施設それぞれが古い施設であることから、維持管理には充分注意をしながら施設の整備を図り、長期延命若しくは更新計画の両方を見据えて、組合運営に努めてまいり所存でありますので、議員の皆様方のご助言、ご協力をお願いいたします。

次に、当衛生組合の運営状況でございますが、各施設とも大きなトラブル等もなく、本年度の委託管理並びに定期修繕等の発注及び、稼動状況も順調に進んでおりますことを、ご報告申し上げます。

それでは、本日提案いたします議案について、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、報告第5号、平成24年度の施策の成果及び、予算執行の実績に関する報告について、ご説明を申し上げます。

まず、1 ページであります。東部聖苑の火葬業務に関する事項から、ご説明申し上げます。

当該年度の申請件数は、南会津町の田島地域で 213 件の申請があり、前年度より 6 件の減、下郷町は 123 件の申請で 11 件の増となりました。町外の申請は 16 件で 4 件の増でありました。合計件数は 352 件となり、前年度より 9 件の増加となりました。今後も、施設の維持管理には充分注意をしながら業務を行ってまいります。

次に、3 ページは西部斎苑の火葬業務に関する事項であります。当該年度の火葬件数は、南会津町の西部地域で 114 件の申請があり、前年度より六件の増、只見町は 81 件の申請で六件の減となりました。町外の申請は 4 件で 1 件の増でありました。合計件数は 199 件となり、前年度より 1 件の増加となりました。

次に、5 ページで東部衛生センターのし尿処理業務について、ご説明申し上げます。

まず、し尿等受入量は、全体として前年度より 91.8 キロリットル減少しました。生し尿は 39.6 キロリットルの減、浄化槽汚泥は 52.2 キロリットルの減となりました。

4 月から 12 月までの投入量は、設計投入量の 1 日当たり、40 キロリットルに対し、20 キロリットル増の 1 日当たり、60 キロリットル対応で、年間平均投入量は 1 日当たり、56.2 キロリットルとなりました。

許可業者の計画搬入に関しましては、昨年同様、南会津環境整備協業組合が取りまとめ提出していただいています。計画にない搬入に関しましては、当センターが受け付けをおこない、各業者が重ならないよう調整をして搬入を行っております。

尚、施設の維持管理に関しては、補修及び設備の保守点検などは、適時・適切な維持管理に努めてまいります。

次に、8 ページの西部衛生センターの運営状況であります。し尿受入量は、全体として前年より 845.9 キロリットル減少しました。

生し尿は 66.4 キロリットルの減、浄化槽汚泥は 779.5 キロリットルの減となりました。

合計 845.9 キロリットルの減少であります。これは新潟・福島豪雨災害の影響で、汲み取りの総量が減少したと思われま

す。搬入に関しましては、組合独自による汲み取りになりますので、特に問題があるところはありません。

なお、当施設は建設から 22 年が経過し、老朽化が著しい為、コンクリート構造物等の点検や、補修及び設備の保守点検などは、適時・適切な維持管理に努めてまいっております。

次に、10 ページの東部クリーンセンターのごみ処理業務について、ご説明申し上げます。

一般廃棄物受け入れ量は、可燃、不燃、粗大、危険とペットボトル、ビン類そして新分別のプラ製、紙製、紙パック、段ボール、古紙類は前年度から比べて 2.4 パーセントの増量となりました。また、当施設から搬出された有価物は 836,710 キログラムで、売り渡し額が 234,481 円でした。

焼却灰及び乾電池等の最終処分搬出量は、991,110 キログラムで、搬出委託料は 28,898,252 円となり、さらにリサイクル協会へのペットボトル、ビン類、プラ製の搬出については、東部と西部あわせて 348,280 キログラムで、2,062,589 円の再商品化実績となりました。

なお、排ガス中のダイオキシン類の数値は、1 号炉で 0.092 ナノグラム、2 号炉は 0.16 ナノグラムとなり、ともに基準値 10 ナノグラムよりも大幅に下回っている状況であります。

次に、15 ページの西部クリーンセンターの運営状況ですが、一般廃棄物受入量は、可燃、不燃、危険と粗大ごみ及びペットボトル、ビン類、プラ製、紙製、紙パック、段ボール、古紙類は前年度から比べて 21.1 パーセントの減量となりました。また、当施設から搬出された有価物は 417,540 キログラムで、売り渡し額が 1,961,820 円でした。

焼却灰及び乾電池等の最終処分搬出量は、555,470 キログラムで、搬出委託料は 16,457,355 円となりました。

リサイクル協会へのペットボトル、ビン類、プラ製の搬出については、東部で一括して報告してありますが、西部では 139,620 キログラムを搬出しました。

なお、排ガス中のダイオキシン類の数値は、1号炉で1.6ナノグラム、2号炉は1.2ナノグラムとなり、ともに基準値よりも大幅に下回っている状況であります。

次に、20ページの公有財産について、ご説明を申し上げます。

まず、土地および建物につきましては、それぞれ全施設分で、土地面積合計は、63,239.48平方メートルで、建物の延べ面積は、9,678.28平方メートルです。

次に、21ページの商品につきましては、公用車でありまして、年度中増減はなく、車両合計は31台となっております。

最後に22ページの基金の状況であります。基金は財政調整基金だけであり、年度中に100,000,000円を取り崩して、基金の総額は15,000,000円となりましたが、この基金は、国債の満期日を待って、南会津町及び只見町へ全額返還することになっております。

以上、報告第五号の内容をご説明申し上げましたが、よろしくお願いたします。

次に、議案第8号、平成24年度、南会津地方環境衛生組合、一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

去る7月17日に実施されました、平成24年度における組合の決算審査結果につきましては、後ほど監査委員から報告がなされますので、よろしくお願いたします。

決算書の1ページからご覧いただきたいと思っております。

平成24年度における歳入調定額は、1,117,665,366円でありましたが、収入済額は、1,116,183,866円となり、1,481,500円の収入未済額が発生いたしました。

この収入未済額は、斎場使用料及びし尿汲み取り、浄化槽清掃維持管理手数料等で、これらの未収金につきましては、現在、徴収業務を進めているところでございます。

次に、2ページの歳出における支出済額は、1,084,322,024円となり、歳入歳出差引残額は、31,861,842円で、これは、繰越金として、平成25年度へ繰り越しをさせていただきます。

次に議案第9号、平成25年度、南会津地方環境衛生組合、一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ22,341,000円を追加し、総額を1,072,624,000円とするものであります。

まず歳入でございますが、第3款の財産収入につきましては、平成25年度から西部地区のごみ収集運搬業務を委託したことに伴い、組合所有の収集車両が不用となったことから、収集委託業者への財産処分を行った結果、売払い収入で480,000円を追加し、540,000円とするものであります。

次に、第5款の繰越金につきましては、平成24年度の決算が確定したことから、補正前の額に21,861,000円を追加し、31,861,000円とするものであります。

以上、歳入総額を1,072,624,000円とするものであります。

次に、歳出につきましては、新年度の人事異動に伴う人件費の調整及び、地方財政法に基づく、決算剰余金の追加積立補正が主なものでございます。

まず、第2款、総務費の総務管理費では、人件費及び積立金の調整で、3,964,000円を追加し、補正後の額を103,797,000円にするものであります。

続きまして、第3款の衛生費は、まず保健衛生費の人件費で、7,728,000円の追加、清掃費の人件費で、671,000円を追加し、衛生費補正額合計を8,399,000円とし、衛生費合計額を947,753,000円とするものであります。

次に、第四款の予備費調整を行いまして、9,978,000円を追加、補正後の額を19,978,000円とし、歳出総額を1,072,624,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。



○芳賀沼順一議長 日程第五、「一般質問」についてでございますが、質問の通告がありませんでしたので、省略します。



○芳賀沼順一議長 日程第6、報告第5号平成24年度主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件は、先程管理者より提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○5番室井亜男議員 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。

○5番室井亜男議員 この報告の中で、ジークライトの最終処分場に28,549,862円、約2,800万ほどだしているわけですが、この前、5月だか、4月の時に議会として先進地の研修視察に行ったわけですが、その時に最終処分場を見学させてもらってきたわけですが、このごろ新聞等にごみ処理施設を建設する場合にあたり、過疎債が使えるような新聞報道がございました。過疎債となりますと、交付金で7割ほど面倒を見てもらえ、3割でできるようになるわけですが、そうしますとこのジークライトに10年間で2億8千万払うようになる。そういうことで西部環境ではこのほかにまだあるわけですが、ジークライトだけでこのようになるわけですが、そうしますと、例えば、私の計算でもうしあげますと、最終処分場を10億で建設をしますと、過疎債を使うと3億でできる。じゃ、3億円でできる場合に10年で払った場合に3千万円ずつ払えばいいんだと、こういう風な計算で、私、西部環境の方ですと、約1,700万支払っているかと思いますが、それを計算しますと約3,500万から4,000万近く払っている、ということになりますと、建ててしまった方が安くなるんではないかというようなことも考えられますが、この前の研修視察を頭に入れながら今後、最終処分場を前向きに検討してもらいたい、このようなことを要望をしながら、また管理者の方でひとつ、オファーくらいは管理者の方から答弁を願います。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○湯田雄二管理者 ただいまの最終処分場の関係になりますけれども、見に行くということ、そういったことも勉強してくるというようなことで、研修地に

選んだということをごさいますして、私も見たところ、よそに飛散しない、雨にも影響されないというようなことをごさいましたので、大変いいなと思ってまいりました。

また、処分する場所等についても、そうこだわる必要はないのかなと思うてきたわけをごさいます。

そういったことから、今おっしゃられました金銭的なものもおっしゃられましたけれども、どの程度でどのような大きさがいいのかどうかあるいは場所はどこなのかというようなことを考えあわせますとこれからじっくりと考えていかななくてはならないと思っております。

ただ、私の任期はあと30数日をごさいますので、なかなか間に合いそうもごさいません。仮に引継ぎ等々があれば次期の管理者にそういったのを含めて引き継いでまいりたいと、このように思っておりますのでどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

- 5番室井亜男議員 了解。
- 芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。
- 8番高野精一議員 はい、議長。
- 芳賀沼順一議長 8番、高野精一君。
- 8番高野精一議員 火葬業務に関するところで1件、管理者の考えをお聞きしたいのですが、この霊柩車の関係で、もうだいぶ20年、下郷田島でいきますとこの霊柩車は約20年を超えているということでありまして、その名称も田島下郷と霊柩車にも載っておりますが、最近この税金関係が13年を過ぎて使用した場合に1割上がるという税金の法律が変わっておりますので、こういう公共的なものはやっぱり率先して、また、そういう新たな車両に変えるということは、管理者の中で考えとしてあるのかということをお伺ひしたいと思ひます。
- 湯田雄二管理者 お答えをいたしますが、今、当面、即、更新するという考えはごさいませんでした。

しかし、今おっしゃられたような、税の心配はないということですが、老朽化していることは確かをごさいます。毎日のように走っているわけでありまして、したがって、状況を見ながら更新するのはやぶさかでは

ございませんので、それも先ほど申し上げた通り、もし事務局の方で、更新した方がいいというのであれば、次の管理者に引き継ぐということにしたいと思います。以上です。

○8番高野精一議員 はい、了解しました。

○芳賀沼順一議長 質疑ありませんか。

[「質疑なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、報告事項ですので、これを持って報告済みといたします。



○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第8号平成24年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

監査委員の決算監査を受けておりますので監査委員より監査の報告を求めます。

○木下光廣監査委員 私は、監査委員を勤めさせていただいております、木下光廣でございます。決算監査について報告をさせていただきます。

平成24年度南会津地方環境衛生組合一般会計決算審査につきましては、去る7月17日、室井監査委員と私で、決算審査を実施いたしました。

決算審査の対象は、歳入歳出決算状況であります。

地方自治法第233条第2項の規定によりまして、南会津地方環境衛生組合管理者より、審査に付された一般会計の決算は、歳入総額1,116,183,866円、歳出総額1,084,322,024円であります。

歳入歳出差引残額は、31,861,842円であり、その残額につきましては、翌年度へ繰り越しとなりました。

また、この残高は地方自治法施行令第168条の6の規定に基づき、指定金融機関に預金として保管されておりましたことを確認しております。

次に、決算規模と収支の状況についてですが、別紙のとおりまとめてございますので、ご覧をいただきまして説明は省略させていただきたいと思えます。

次に、基金の状況についてご報告申し上げます。基金の種類は、財政調整

基金であります。その残額は、15,000,000 円で、金融機関に国債として、保管されておりました。

各種帳簿類及び証拠書類等の照合をした結果、計数残高等も合致しておりました。

また、各種証拠書類も適正に処理されていたことを確認いたしました。

次に、審査の個別意見といたしましては特にございませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これをもって 監査委員の報告を終わります。

本件は、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○10番星登志一議員 議長10番。

○芳賀沼順一議長 10番、星登志一君。

○10番星登志一議員 それでは、2点ほど質問させていただきます。まず1点は、し尿処理場に関する事項で計画の約50パーセントくらい、150パーセントくらいの受け入れを今現在処理している。相当の苦勞をしながらやっているのではないかと思うんですけども、この決算報告書を見ると、保守管理に相当お金がかかっているんで、その辺を事業者としては、今後の保守管理のお金のかけ方についてどんなふうを考えているのかが1点、5番議員の質問があったように多分来年度は今までできなかったような過疎事業債を使えるようになる。

これは、国会に通っているから多分、間違いなくそうなるんだと思うんだけど、これに関してひとつは国の方で決まったことを1つの過疎債、70パーセントでやるのか、あるいは、4首長で何とか工夫をして例えばこういった個人事業が始まるときには、この前視察に行った山形村もそうでしたけれども、始めの方は非常に優遇措置があるっていうんですね。実際の所、本当に過疎債を使えるようになるのであれば、まず、南会津郡としてこの事業費の使い方を従来のような補助事業、その残ったやつに対して過疎債を使えるような方法にしてくれというような陳情の仕方を考えるとほとんどこの決算を見ると定期管理に使っている訳ですから、まずはその事務員さんが計画をする前にこういった財源の使い方を何とか変えてくれというような陳情をすべきじゃないかと思います。これが2点目です。

で、しゃべりながらあと1点思い出したんですけれども、そういう観点からすると、前に計画を出した保守管理だとか、従来の補助事業をもとにして多分立てているのではないかと思うんですけれども、そうするとこういった過疎債事業だとか、新たな使い方が出てくれば計画を早急に練り直してお金の使い方を少し考えてもいいのではないかと。1つは今までのような補助事業であれば建て替えない方がいいけれどもこれだけいろいろなものが来れば、後々の保守管理費用を考えれば、かえって立て替えた方が安いのではないかと。というようなことが出てくる可能性が出てくるので、その辺をどのように考えているのかの3点を伺いたい。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○湯田雄二管理者 それではお答えをいたします。

まず第1点のし尿の40キロリットルが計画でございまして、それよりオーバーして入るといようなお話でございしますが、これあの、事務的なことでございしますので、一応、事務的に説明をさせます。

今、オーバーしてやっていますけれども、器材のものに影響はなく済んでおりますので、いずれ設計オーバーしているわけですのでこの件につきましてはあとで事務局より説明をさせて頂きたいと思っております。

それから、そのために金額も張っているのではないかと。というお話もありましたが、そういったことはないのかなと思っております。

それから、もう1つの過疎債の関係もおっしゃれましたが、この過疎債についてはまだあの未確定でございしますが、要望したらどうだという話でございしますので、これにつきましては検討したうえで、要望してみるのはいいのかなと思っておりますけれども、いずれ相対的な計画がございまして、その計画を見直すということもなきにしもあらずでございしますので十分検討して参りたいとこのように思います。以上です。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部啓一事務局長 それでは、ただいま管理者から答弁ありました、説明なかったし尿処理施設の修理費用が大変かさんでいるのではないかとのご指摘の件ですが、先ほども管理者が申しましたとおりし尿処理施設に関しましては、配管等の部分が主なものでございまして、配管等々、ポンプ類が重要な施設でございまして、

て、こちらの更新をしておれば結構長持ちするというようなメーカーからの答えもいただいておりますので、その辺で、処理量が多くなったからその部分で修繕費がかさんでいるっていうような状況では今の所ございませんので、定期的な修繕を行っているというような状況でございます。

計画の方も、管理者から申しましたとおり、報道ありました過疎債もまだはっきりとしたことがまだわかっていませんので、その辺は情報が入り次第、その辺比べられる資料等、そろえられる資料はすべての施設ごとにそろえておかななくてはならないと思っております。

ですから、この過疎債の内容等が国の方から示される前には資料として持っておく必要がありますのでその辺は今、早急に全部資料としてまとめている状況でございます。

この過疎債の中身がわかり次第、対応はできる状況で検討するというような状況で進んでおります。以上でございます。

○10番星登志一議員 議長10番。

○芳賀沼順一議長 10番、星登志一君。

○10番星登志一議員 今、答弁の中で検討する、いつごろまでかということはなかったんですが、どこの議会でも一緒でしょうけれども、ひとつ例を申しますと、2006年に山梨県の北斗市というところで小水電力発電の事業をやりました。これはご存じのように小水電力発電だとか、そういったものに関してはだいたい決まって、大きき半分とかなんですが、ここだけは先進的なことを考えたということで補助事業の残った額に過疎債だとかを使うことに許可が出た、合併特例債なのか、過疎債なのかは忘れましたが、結局は総額で15パーセントくらいでできているんです。

それはあくまでも先進地だということで、こういうことをやらせて国全体の事業を盛り上げようということなんです。はじめのうちだけそういう優遇処置ができるんです。今はないと思うんです。私がいったのはせっかく今まで過疎事業債はみんなが使えない使えないといていたわけなんです、それがこの前の国会等で使えますよということで、ほとんど間違いないと思うんです。だから、もしこれが通った時にはすぐ手を挙げて、そうはいつでも20パーセントぐらいの制限じゃまだまだ町村はこれから合併した所は特に厳

しくなるんだから、とりあえず今までの補助金で残った額に疎債だというような陳情をできるように、私は計画をすぐ、ということは11月いっぱいくらいにもしこれが通った時にはこういう事業をやろうというような計画を出してこなくては遅くなっちゃうわけなんです。だからその辺を、検討の時期を私は通常の議会とは違いますから、モデルとなるような計画を出すべきではないかと。

そういった計算をすれば、今まではお金がないから何とか修理で伸ばしていこうというものがもし15パーセントくらいでできるのであれば、これは新しくしちゃったほうがいいんじゃないかという発想も出てくんじゃないかと思うんです。だから、そういう意味では大早急に、それこそ臨時職員使ってもやるくらいの気持ちでやるべきだと思うんですけども、その辺について管理者の考えを伺いたい。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○湯田雄二管理者 はい、過疎債を使うときには過疎のどういう風に使うというようなことで始めに計画がなされます。そして、その通りに進むわけでありますけれども、もうすでに各町村等に過疎の使い道というのはある程度目鼻をつけておるんだろうと思います。その中に、こういったのが混じっている、入ってくるということになりますと全体的な町内の過疎計画、そういった計画が、過疎計画そのものが変わらなくてはならないということになりますので、それは入れることはやぶさかではないと思います。ただ、過疎が使える、全体的な使える金額はある程度決まっておりますので、その中にこう、入れるということになりますと、やはり相当数のものが削られたり、というようなことになりかと思えます。

過疎計画っていうのはどこの町でももうすでに作っておりますので、そういった関係でそういったものが入れられるかどうかというようなこともございます。

したがって、通常であれば補助金があって、もちろん残金を過疎で使っているよ、というような事業もありますのでそういったものに大概の町村は使って、2重に使っているような形になるんですけども、そういった有利な方向で使っておりますので、これもそういった計画に入れられるかどうか、

それも最終的に決まれば即、我々の所でもそういった計画をするというようなことになろうかと思えますけれども、今、し尿の場合ですと、だいたい年数がたっておりのでこれは当然近い将来やらなくてはならないのかな、とこう思えますけれども、今分では、事務局が申しあげましたように定期的な点検、更新、そういったものがなされていけばまだまだ持つというような話でありますので、今すぐにしなくてはならないというようなものにはなっていないのかな、とこのように思っております。

いずれ、そういった過疎の使い道が若干変わってくるということであればそれらを見据えた中で計画をするというのはやぶさかではないのかな、いわゆる検討する、検討したいという話であります。以上です。

○10番星登志一議員 議長10番。

○芳賀沼順一議長 10番、星登志一君。

○10番星登志一議員 今、管理者の答弁あったように、国の方に過疎債を申請している訳ですから、変更するときにはその変更届を申請しなくてはならない。というようではやはり時間がかかってくる。ですからそういうことも吟味したうえでまず変更届を出せばこういう新しい事業っていうのは間違いなく認められるますからこれは。私も議員になって2年目くらいに過疎債の説明を受けた時には、町の職員から過疎債っていうのは各町村割り当てられているんだということで、私もまだ町会議員になったばかりでしたので、そうですかと聞いてましたけれども、実際過疎債っていうのは県の許可があればきちんと通りますから。その証拠に私が町村合併の時に評議員になった時に各4町村の過疎債の金額を調べたところ、南会津町が合併したところ、1番多かったのは館岩なんです。これは、町の規模からしても当然田島が1番でかい町なんです。こんなふうに思っていましたけれども。

申請する中身によって県の方では判子を押すわけですから。今、例えば各町村に南会津町が4億か5億でしょうけれども、みんな足せば一定の金額はあるでしょうけれども過疎債の使い方が変わりましたよという絶好の時期ですからその時期に合わせて、そういった計画があるので県の方でお願いしますというような方向であれば、間違いなく通ります。私の経験から言っても。

そのためには、やはり準備が大事ですから。その辺できちんと準備をして

すぐにでも動けるような体制を取って頂きたい。それが、一般財源をいかに有効に使うかということにつながりますのでその辺をもう一度管理者の方から早急に、何月くらいまでやるんだという、そういった、今までの過疎債の使い方の歴史をふまえながら管理者の考えを、今現在の心境をお聞きしたい。

○芳賀沼順一議長 10番に申し上げます。今、3回目ですので。

管理者。

○湯田雄二管理者 はい、先ほど申し上げましたとおり、過疎債を使い道ということで、各町村でそれぞれ決めている訳でございます。

当然、変更できないということではありませんのでその変更をするのはやぶさかではないと思いますが、今日ここでうんと言うわけにはいきませんが、それぞれの管理者と管理者会等もありますので、そういったのをふまえて検討をするということになるわけでございますが、先ほどから申し上げているとおり、日数が残30日ちょっとでございますので、なかなかその間にまとめられるものではないと思いますので、次期管理者の引き継ぎ事項としてこういったこともあるということを引き継いで参りたいとこのように思っています。以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに、質疑はありませんか。

[「質疑なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。



○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第9号 平成25年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件は、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。



(◎閉会の宣告)

○芳賀沼順一議長

これで、本定例会の会議された事件は、すべて終了しました。

会議を閉じます。上着の着衣をお願いします。

これをもちまして、平成25年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員